(D

20

 $2009/8 \cdot 9$

司法改革へ

法と民主主義

みんなの拒否は制度の廃 拒否からみんなの拒不

弁護士 高山俊吉(「裁判員制度はいらない!大運動」呼びかけ人)

展望も明示した。 ちの運動の正しさを実証し、 青森地裁の裁判員裁判は、○・一% を切った東京地裁、さいたま地裁、 の処理段階で、制度に反対する私た ないのだ。年間三○○○件の先頭 だから裁判員制度は実施してはい 廃止の

はあきれるほど検察官主張をなぞっ 1 く受け入れられなかった。殺した理 かけてなどいないとの主張もまった という主張も、ナイフを持って追い れるものならやってみろ」と言った ただけのものだった。被害者が「や 実質二日半で審理を終え、その判決 民衆自身は「裁いて」いない)は、 法史上最初の裁判(戦前の陪審制も ケース。民衆が民衆を裁いたわが司 老男性がナイフで刺し殺したという 近所に住む中年女性を独居の初 東京地裁の事件(八月三日~)

> 差別、孤独、疎外などの背景事情も る検討もほとんどなされず、貧困 顧だにされなかった。

由や被告人が負う責任の限度に関す

はなかった。 はもはや刑事裁判と称し得るもので ショーになった。そして重い量刑 V 的優位のもとに法廷は訴訟技術のプ る糾問的な裁判員質問。検察の圧倒 割に従った反対尋問と被告人に対す 実に犠牲にされた。決められた時間 りやすく」した分、真実の究明は確 を極少にしてビジュアル化し「分か 廷」のことさらな演出。論点と証拠 (求刑一六年・判決一五年)。それ ゼン合戦の場と化し、刑事裁判は 「市民参加」と「分かりやすい 法

> が否定した! 幕を閉じた。

「民衆の裁判」を民衆

なにまじめに出頭しなくてもいいら だという(それならこれからはそん 七人の出頭を「意外に高率」と喜ん 裁判長は、 候補一〇〇人のうち四

> 員は判決を前に「一人で泣いた」。 員は中途で離脱し、ある裁判員は しいということになる)。ある裁判 「四日間は長い」と訴え、ある裁判

多くのメディアが詰めかけた。 たれた「大運動」の記者会見場には に包囲され、裁判開始の前と後に持 かれ、裁判所は五○○人ものデモ隊 初の裁判員裁判は被告人の控訴で

図をもとに量刑を論じるという「争 検察も弁護も最高裁調製の量刑分布 時間二〇分で、調べた証人は被害者 を殺そうとして未遂に終わったとい 日~)は、金を借りた男が貸した男 2 本人だけ。やはりプレゼンの腕比べ。 う自首事件。実質審理時間は僅か六 さいたま地裁の事件(八月一〇

> じてみせたのだ。 理解は?)。彼らはヘンリー・フォ ンダどころか、しっかり糾問官を演 軽を期待したのか」(←自首減軽の 人に質問した(させられた?)。 い」。裁判員は長い休憩の後に被告 「凶行は思いとどまれなかったか」 (←殺人は故意犯だ!)。 「自首で減 (←!!)。「なぜ助けなかったか」

0

「おおむね裁判員のご理解が得られ だ事実認定をしなかった」(弁護人)。 弁護の)マンパワーの違いは歴然 をなぜ退けたのかに触れない判決 経緯にほとんど触れず、弁護側主張 た」(地検)。 (東京新聞八月一三日)。「(検察 (日経新聞同日〉。「判決は踏み込ん 求刑六年、判決四年六月。

裁判所前で大量の抗議のビラがま

のどこに「市民の司法参加」を寿ぐ 見の途中で、 員たちの感想がこれである。記者会 「発言制止」も受けた。いったいこ たるおそれありと裁判所職員から 「やる気」で選ばれた数少ない裁判 かかえて生きてゆくのは大変」…。 い」「疲れた、もういい」「秘密を 日もやった東京地裁の裁判員はすご 「もう一日いたら倒れたかも」「四 重くて苦しい制度」「夜も眠れない」 「考える間もなかった」「非常に 評議の秘密の暴露にあ

渡した感謝状の言葉は、「皆さまが 裁判員の感動があったか。 支えていくと思います」だった。 さいたま地裁所長が裁判員たちに手 示された姿勢、意見が日本の社会を 裁判後、

朗読

ごめん 裁判員」の横断幕を掲げた 市民と地元弁護士たちの抗議行動が さいたま地裁前でも、「まっぴら

の計四件(強盗強姦一件は少年時代 は 3 する必要はないはずだと批判の声が た後、裁判所は裁判員の男女比も発 まった。裁判員の選任手続きを行っ のもの〉。秘密主義は第一日から始 強盗強姦二件と窃盗・窃盗未遂 青森地裁の事件(九月一日~) 取材記者たちからは秘密に

を徹底し、 裁判所と検察は、被害者への「配慮 法廷内での匿名化と調書



空にはためかせた。

いらない!」の幟や横断幕を紺碧の

では、 4 青法協常任委員会(九月四日) 基調報告者の立松彰協会事務

ク方式による別室での証言や陳述を 内容不透明な刑事裁判が行われる 断され、「国民の知らないところで 断行し、傍聴席は頻繁に証拠から遮 全国の新聞紙面に溢れ、「談合報道 をどう守るか」をめぐる論議が連日 状態が現実化した。「性犯罪被害者 の文字どおり現場風景になった。 (日垣隆著『裁判官に気をつけろ!』) の一部省略のほか、ビデオリン

を裁判員裁判の対象とすることのよ 員裁判の基本的な問題性は、 裁判所が、他人に知られたくないと たいという被告人の思いを蹂躙する 判決は弁護人が提起した五年の三倍 が表明された(東奥日報九月二日)。 ぎると被告人の負担が増す」と懸念 の一人からは「被害者寄りになり過 士たちが連日現れ、 団体のほか、地元や東北地域の弁護 の懲役一五年、それも「求刑どおり」。 いう被害者の心情は尊重した。裁判 誰に判決を言い渡されたのか知り あしにすり替えられ、地元弁護士 ここでも制度に反対する地元市民 「裁判員制度は 性犯罪

> 局長は、 と重罰化」「『市民参加』の演 て、「刑事裁判の体をなしていない 「真相解明の放棄」と指摘した。 「検察主張の追認判決」「被害感情 始まった裁判員裁判につい

司法の特徴)は、早くも冒頭三件の 樹東北大学名誉教授が指摘する戦時 見ぬふりを決め込むか。それとも 悪を極めた旗振りをやめるか、見て 民参加で刑事司法の改革を」などと であることを多くの人々が知った。 裁判員裁判に強烈に示され、「市民 たちは、これを何と釈明するか。 脳天気な言説をくり広げてきた御仁 参加」の実体が「市民の司法動員 新たな欺瞞語を考案するか。 「是正・改善は今後の課題」などと 市民の風が法廷に吹く」とか「市 「簡易・迅速・重罰」(小田中聰 醜

う」と誰が言うか。 処罰のまま放置しても不出頭を決意 出頭者に対して処罰を断行しても不 意してくれたから崖から飛び降りよ 対論を確実に支える。 苦悩に対する最高裁の「心のケア」 なく進退は窮まる。裁判員の深刻な する者は増えるが、当局は打つ手も 無理が通れば道理が引っ込む。不 歓迎されるどころか制度反 「救急車を用

度実施後一層強まり(八〇%を超え 明 5 より広範になった(宗教団体など諸 る国民が背を向けているとの調査)、 確になった。反発・批判の声は制 実施直後から廃止の展望がより

団体から反対の声がさらに広がって

いるとの報道)。

らさまにする。今年一一月ころ始ま 制度実施により制度への反発は深ま 増加は裁判の不合理をいっそうあか りこそすれ、解消する方向には向か の反対が決定的な力になる」ことだ。 は極点に達しよう。 判員裁判の矛盾露呈や裁判員の苦悩 る重求刑事件や否認事件などで、 わない。それどころか、審理件数の 制度の根本矛盾は、「一人ひとり

する「現代の赤紙」「現代の隣組 りの国民を国策の最前線の担い手に を展開する。 降)に向け、全国民規模の反対運動 超重大事件の審理開始期(一一月以 いっせい突入期(九~一〇月) であり、絶対反対以外の対応はない。 で開く 加されるよう心から呼びかける。 ○月二日に東京「四谷区民ホール 私たちは、各地裁の裁判員 「大運動」の全国決起集会に 読者の皆さんがこぞって参 裁判員制度は一人ひと から 裁判

(たかやま しゅんきち